

品川区児童育成関係団体登録要綱

制定 平成8年3月29日 区長決定

要綱第62号

平成21年3月31日改正

要綱第321号

平成28年4月1日改正

要綱第81号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立児童センターの使用に関する条例施行規則（平成8年3月29日制定規則第16号）第5条第1項第3号に規定する団体の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(団体登録基準)

第2条 団体登録に必要な基準は次のとおりとする。

- 1 継続的かつ計画的に児童の健全育成に関する活動を主たる目的とする団体であること。
- 2 団体の組織および運営に関し、次の要件を備えていること。
 - (1) 構成員が5人以上で、原則として構成員の半数以上が区内に在住していること。
 - (2) 団体の主たる活動の場および活動の本拠として連絡先を区内に有すること。
 - (3) 代表者が区内に在住していること。
- 3 次の行為を行わない団体であること。
 - (1) 営利を目的とした事業または行為
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業
 - (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治活動
 - (4) 特定の宗教または特定の教派、宗派、教団を支持する行為
 - (5) その他公序良俗に反する行為

(登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、児童育成関係団体登録申請書（様式1号）を区長に提出する。

(登録申請、審査および認定)

第4条 区長は申請を受理し、第2条に定める基準に適合する団体と認めるときは、児童育成関係団体として認定し、児童育成関係団体登録証（様式2号）を当該団体に交付する。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期限は、申請月日から1年後の申請月の末日とする。

(登録後の手続等)

第6条 登録後の手続等はそのとおりとする。

- 1 更新手続き 登録団体は、引続き登録を希望する場合、有効期間の残り1か月前から児童育成関係団体登録申請書を区長に提出し、新登録証の交付を受けることができる。
- 2 変更手続き 登録団体の申請内容に変更があった場合は、10日以内に児童育成関係団体登録申請書を区長に提出し、新登録証の交付を受けなければならない。

(登録の取消)

第7条 区長は、登録団体の申請内容の変更および虚偽の申請により、この要綱に定める基準に適合しないと認めた場合は、当該団体の登録を取り消すことができる。

(団体登録の区分)

第8条 団体の区分、使用料の免除・減額の適用は別表のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別 表

団体区分		構 成 員 等	適用事項
イ	児童団体	18歳未満の児童を主たる構成員とする団体	免 除
ロ	育成関係団体	イに掲げる団体以外のもの	5割減額